

1 生徒間暴力・対人暴力

初期対応のポイント

- ① 複数の教職員で対応する。
- ② 負傷者の救助を第一にする。
- ③ 管理職と生徒指導主事へ、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。

対応の手順

暴力の制止

複数の教職員で対応

- ・生徒の興奮状態の鎮静化を図る。
- ・周りの生徒を遠ざける。
- ・「やめなさい」等の単純で明確な指示をする。(立ち位置は手の届かない範囲で、生徒のななめの位置)
- ・必要ならば、身体を取り押さえるなどして、自己や他者を守るための正当防衛として行為を行う。
- ・落ち着いたならば、当該生徒をそれぞれ別の場所に移動させる。

負傷者への対応

安全確認

- ・周りにいた生徒や教職員も含めて負傷者がいないか確認する。

安全確保

- ・負傷者がいた場合は、救助と安全確保をする。
- ・養護教諭等による応急処置をする。
- ・管理職や生徒指導主事及び養護教諭等で負傷の程度を判断し、場合によっては、救急車を要請する。

連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への報告(5W1H、事実のみを正確に)
- ・情報の一元化
- ・教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
- ・警察への通報(学校だけで対応することが困難な場合)
- ・関係学校への連絡(他の学校の生徒も関わっている場合)

※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。

事実確認

事実関係の確認

- ・一人ずつ別室で行う。
- ・事件の状況、原因(背景にいじめによるものがないか等)、動機、関係した生徒などについて聴取する。(いじめが考えられる場合は、「事例から学ぶいじめ対応集」平成21年3月 奈良県教育委員会編を参照)

留意事項

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、生徒を一人きりにしない。
- ・内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・他の学校の生徒も関わっている場合、特に緊密に連携し、事実関係を明らかにするとともに、指導方針についても協議していく。
- ・複数の教職員で行う。
- ・生徒の思いをしっかりと受け止める。

被害生徒

- ・安全は必ず守ることを伝える。

加害生徒

- ・逐一指導するのではなく、事実を把握するために聴取する。

周囲の生徒

- ・周囲にいた生徒すべてを対象に一人ずつ聴取する。

対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・情報を集約
- ・被害生徒や保護者への対応、支援
- ・加害生徒や保護者への指導、支援
- ・他の生徒への指導

緊急職員会議

- ・事実の周知と共通理解
- ・指導方法を決定
- ・指導や支援の役割分担



生徒・保護者への対応

被害生徒

家庭訪問

- ・家庭訪問を実施し、病院等への見舞いや共感的理解に基づく指導と援助をする。(仕返しの無意味さ、人間関係の回復)

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

被害生徒の保護者

概要説明

- ・生徒が保護者に話す前に電話による概要説明をする。(事実のみを正確に)

家庭訪問

- ・複数の教職員で家庭訪問を実施し、指導方針を具体的に説明する。
- ・要望や意見を聞き、警察への被害届の提出についての意思確認を行う。
- ・被害生徒に対する学校での今後の支援について説明する。

加害生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について説明する。
- ・被害生徒への謝罪について話し合う。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・HR担任を中心として学年主任や生徒指導主事等複数でかかわる。
- ・いじめや暴力行為は「命にかかわる重大なこと」であること、許されない行為であることを気付け、毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・生徒の気持ちを受容する。

加害生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について生徒指導主事等から説明を行い、今後の対応策を協議する。(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・被害者への対応(謝罪等)について指導する。

留意事項

- ・複数の教職員で対応する。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。

再発防止に向けた取組

寛容の名のもとに曖昧な指導をしない。

- ・指導基準の明確化
- ・指導基準の生徒と保護者への事前周知
- ・毅然とした粘り強い指導

二次的な暴力行為を防止するため、交友関係や人間関係等にも十分配慮する。

規範意識を育む指導の充実を図る。

体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践に努める。

一人一人の生徒とのふれあいや悩み相談の時間を確保する。

生徒の動向を把握する。

- ・生徒の集まる場所や出入りする場所等の把握
- ・近隣の学校間で、情報交換と行動連携

教職員の指導力向上のための研修会や事例検討会を実施する。

日常的に保護者との連携の強化をする。

所轄警察署と協働した非行防止教室を開催する。

連絡体制を構築する。(普段から顔の見える関係を構築する。)

- ・校区内の公共機関や交通機関及び店舗等を定期的に訪問し、協力を要請する。
- ・警察や子ども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。